

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	介護職員の看護小規模多機能型居宅介護実習研修の実施に係る委託について
----	------------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：健康部健康推進課）

事業の概要

事業名	介護職員の看護小規模多機能型居宅介護実習研修
担当課	健康推進課
目的	介護職員の在宅療養支援における医療的な部分に関する理解を促進するため
対象者	区内在勤のヘルパー等の介護職員
事業内容	<p>介護職員の在宅療養支援における医療的な部分に関する理解促進のため、区内看護小規模多機能型居宅介護での実習研修の実施。</p> <ul style="list-style-type: none">・研修実施回数 10回/年・開催の期間 2日間・会場 区内看護小規模多機能型居宅介護 「わいは」 (新宿区上落合1-23-29)・対象 区内在勤のヘルパー等の介護職員・定員 10名

件名 介護職員の看護小規模多機能型居宅介護実習研修の実施に係る委託について

保有課(担当課)	健康推進課
登録業務の名称	介護職員の看護小規模多機能型居宅介護実習研修
委託先	株式会社リープ (区内看護小規模多機能型居宅介護 わいは)
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	委託先が受け入れる研修受講者の氏名、職業、勤務先、勤務先電話番号、勤務先FAX番号、実務経験年数
処理させる情報項目の記録媒体	紙
委託理由	1 在宅療養支援における介護職員の看護小規模多機能型居宅介護での実習のため 2 区では看護小規模多機能型居宅介護の施設を運営しておらず、「わいは」は区内で唯一の看護小規模多機能型居宅介護であるため
委託の内容	オリエンテーション及び看護小規模多機能型居宅介護実習研修(2日間)を実施する。 (※ 委託事業者は、区から得た個人情報を研修の事前連絡、実習研修、研修後の実施報告書作成等の事務処理に使用する。)
委託の開始時期及び期限	平成27年6月1日から平成28年3月31日まで (以降継続)
委託にあたり区が行う情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 区職員が、必要に応じ、立入調査を実施する。
受託事業者に行わせる情報保護対策	1 個人情報に関する特記事項の遵守 2 提供された情報は施錠できる金庫(キャビネット)に保管する。 3 業務終了後、提供した受講者の情報を速やかに返却する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

- 7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

- 9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。